

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案
(次世代ネットワークの接続ルールに係る省令改正等に対応した規定整備)に対する意見及びその考え方(意見整理案)

意見	再意見	考え方(案)
意見1 NGNの接続ルール答申を踏まえ、各機能の接続料等の適用開始予定時期を具体的に記載すべき。	再意見1	考え方1
<p>○ 今後新たに定義される各機能の接続料等条件の適用開始予定時期につきましては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号)において具体的な時期が明記されており、その趣旨に沿って、今回の接続約款変更手続きにおいても同様にそれぞれの適用開始予定時期を考慮した記載が必要であると考えます。</p> <p>【付則 弊社記載案】 (IP通信網との接続に係る経過措置)</p> <p>2 当社は、協定事業者がIP通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第3欄又は第4欄に規定する接続箇所においてIGSを経由した接続を行う場合の当社の提供条件(この約款に規定するものを除きます。)については、平成21年度より適用が予定されている当該提供条件が新たにこの約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定するまでの間、当該協定事業者との合意により別に定める条件を、この約款に基づく協定の条件として適用します。</p> <p>3 当社及び協定事業者は、平成21年度より適用が予定されているIP通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第7-2欄又は第7-3欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料を当社が新たにこの約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定するまでの間、当該接</p>	<p>○ 左記意見に賛同致します。各機能の接続料等条件の適用開始予定時期を明記し、接続料が当初は暫定適用である旨と、暫定適用の予定期間を明確にすべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>○ ご指摘の点につきましては、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」における議論も踏まえつつ、実施時期も含め適切に対応していく考えです。 (NTT東西)</p> <p>○ 一種指定電気通信設備であるNTT東西の次世代ネットワークに係る接続料は、本来接続会計に基づく算定の上、接続約款への規定が必要なものである以上、今回の経過措置はあくまで期間限定の特例的な運用であることを明確にすべきです。 従って、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿意見のとおり、今後新たに設定される各機能の接続料等条件に関しては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号)に示された適用開始予定時期を考慮した記載とすべきであると考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ 各機能の接続料については、その設定に必要なコストドライバの検討等に一定期間要することから、NGNの接続ルール答申を踏まえて今年7月に改正された関係省令において、イーサネット接続機能については平成21年度末まで、それ以外の機能については平成20年度末まではコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の適用が猶予されているところである。 コストドライバの在り方については、今年5月から総務省で開催している「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において検討が行われているところであり、NTT東西においては、当該研究会の検討結果等を踏まえ、上記省令で定められた期限が到来する前に、コストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料を定めた接続約款の変更認可を受けることが必要である。</p>

<p>続における相互接続通信及び他社相互接続通信に係る網使用料については、当該協定事業者との合意により別に定める条件を、この約款に基づく協定の条件として適用します。</p> <p>(LAN型通信網との接続に係る経過措置)</p> <p>4 当社及び協定事業者は、平成22年度より適用が予定されているLAN型通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第5-3欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料を当社が新たにこの約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定し、その支払いの扱いについて当該協定事業者との協議が整うまでの間、当該接続に係る利用者料金については役務区間単位料金とします。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		
<p>意見2 収容局接続については、NGNの接続ルール答申を踏まえ、現行接続約款の接続料の適用が、あくまでも暫定である旨を記載しておくべき。</p>	再意見2	考え方2
<p>○ NGN及び地域IP網の収容局接続の接続条件等については、今回新たな記載がないため、現行接続約款の「収容局ルータ」という用語は、改正接続料規則の「一般第一種指定収容ルータ(NGNの収容局ルータ)」と「特別第一種指定収容ルータ(地域IP網の収容局ルータ)」の双方を指すものであり、また、現行接続約款の「ルーティング伝送機能」に係る接続料も、改正接続料規則の「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能(NGNのルーティング伝送機能)」と「特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能(地域IP網のルーティング伝送機能)」の双方に対応する接続料を指すものと理解しております。</p> <p>しかしながら、NGN接続ルール答申において、「～商用開始後、当分の間は、現行の地域IP網のルーティング伝送機能の接続料を暫定的に適用することとすることが適当である。」とされていることから、</p>	<p>○ KDDI殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>また、弊社としましては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号)の趣旨に沿って、網使用料の暫定適用の旨とあわせて、今後新たに規定される接続料の適用開始予定時期を考慮した接続約款上の記載が適当と考えます。</p> <p>【以下、弊社案】</p> <p>「当社及び協定事業者は、平成21年度より適用が予定されているIP通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第8欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料を当社が新たにこの</p>	(考え方1に同じ)

<p>現行接続約款の接続料を適用することは、あくまで暫定である旨を記載しておくべきであると考えます。</p> <p>具体的には、例えば附則に以下のような記述を追加することが適当であると考えます。</p> <p>「当社及び協定事業者は、IP通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第8欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料を当社が新たにこの約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定するまでの間、当該接続における網使用料については、暫定的に現行の料金表第1表第1網使用料2料金額2-13「ルーティング伝送機能」に係る条件を、この約款に基づく協定の条件として適用します。」</p> <p>(KDDI)</p>	<p>約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定するまでの間、当該接続における網使用料については、暫定的に現行の料金表第1表第1網使用料2料金額2-13「ルーティング伝送機能」に係る条件を、この約款に基づく協定の条件として適用します。」</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 現行接続約款の「収容局ルータ」という用語及び「ルーティング伝送機能」に係る接続料についての規定解釈は、ご認識の通りです。</p> <p>当社は、NGNとの収容局接続に係る接続料について、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」における議論も踏まえつつ、実施時期も含め適切に対応していく考えです。</p> <p>(NTT東西)</p>	
<p>意見3 イーサネット接続については、事業者との協議が整うまでの間はぶつ切り料金とする旨が接続約款に記載されているが、NGNの接続ルール答申を踏まえ、接続料を設定することを前提とした表現に修正すべき。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 「～当該協定事業者との協議が整うまでの間、～役務区間単位料金とします。」と記載されていますが、接続情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について(平成20年3月27日(以下「NGN接続ルール答申」といいます。))」の趣旨を踏まえ、接続料を設定することを前提とした表現にすべきであると考えます。</p> <p>具体的には、附則第2項及び第3項に倣い、例えば以下のように修正することが適当であると考えます。</p> <p>「4 当社及び協定事業者は、LAN型通信網と第5条(標準的な接続箇所)第1項第5-3欄に規定する接続箇所において接続を行う場合の網使用料につ</p>	<p>○ KDDI殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>接続約款上に「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号)に基づいて接続料が規定され次第、それ以前に適用されていた網使用料に代わって、接続約款上の網使用料が適用されることを考慮した記載が適当であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ NGNとのイーサ接続については、どのネットワーク階梯で相互接続するか等によってシステム改修内容等が変わってくること、また、システム改修し</p>	<p>○ イーサネット接続機能の接続料設定については、システム改修等が必要になることから、NGNの接続ルール答申を踏まえて今年7月に改正された関係省令において、平成21年度末まではコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の設定が猶予されているところである。</p> <p>このため、当該機能について役務区間単位料金(ぶつ切り料金)とする旨を記載した接続約款の変更案は問題ないと考えられるが、NTT東西においては、接続事業者の具体的な接続要望等を見極めた上で、平成22年度から接続料が設定可能となるように、システム改修作業を終了させ、接続約款の変更認可を受けることが必要である。</p>

<p>いて、当社が網使用料を設定するための改修作業をできる限り早期に終了させ、新たにこの約款(事業法第33条第10項の規定に基づく協定を含みます。)に規定するまでの間、当該協定事業者との合意により別に定める網使用料を、この約款に基づく協定の条件として適用します。」</p> <p>(KDDI)</p>	<p>たにも関わらず実需要がなかった場合にはシステム改修が無駄になること等から、当社は、接続開始を希望される時期、接続を希望される具体的な相互接続点の場所等について、今後、具体的な接続要望をお示し頂ければ、具体的な接続方法等について検討し、システム改修の準備に着手する考えです。</p> <p>また、NGNとのイーサ接続について網使用料を設定するためには、システム改修等を行う必要があるため、当該網使用料を新たに設定等するまでの間、役務区間単位数とする旨、接続約款に規定しているところです。</p> <p>(NTT東西)</p>	
<p>意見4 中継局接続及びイーサネット接続について、インタフェース機能に係る費用を接続事業者が全額個別負担する旨を予め定めることは不適切。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○「IP通信網間接続装置(中継局接続用の装置)」と「LAN型通信網間接続装置(イーサネット接続用の装置)」のインタフェース機能が、網改造料の対象となる機能として追加されていますが、お互いエンドユーザを有する独立したIP網同士の接続及び独立したイーサネット同士の接続において、NTT東・西のインタフェース機能を接続事業者が一方的に全額個別負担する旨を予め定めることは不適切であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○「IP通信網間接続装置」及び「LAN型通信網間接続装置」は、他事業者様から個別にご要望頂いた接続インタフェースやその数量等の条件に応じて当社が設置する装置であるため、設備の効率的な利用を促進する観点から、当該装置については、実際の装置構成等に応じて個別に算出した網改造料を当該他事業者様にご負担頂くことが適当であると考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ 中継局接続機能とイーサネット接続機能については、前述のように、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の適用が、当分の間は猶予されている状況にあるため、IP通信網間接続装置等のインタフェース機能に係る費用について接続事業者の個別負担とする旨の接続約款の変更案は問題とないと考えられる。</p> <p>他方、これらの機能の接続料原価(帰属する設備コスト)の範囲については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において検討しているところである。このため、NTT東西においては、その検討結果等を踏まえ、IP通信網間接続装置等のインタフェース機能に係る費用の帰属について改めて判断することが必要であり、当該費用が接続料原価に算入されるのであれば、上記猶予期間が経過する前に、接続約款の変更認可を受けることが必要である。</p>
<p>意見5 具体的な機能が開示されないと、接続事業者</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>

<p>はその機能に係る新規サービスの提供を十分に検討することができないため、SIP サーバ及びイーサネットスイッチについては、網機能提供計画の届出対象とすべき。</p>		
<p>○ 接続約款変更案第 99 条の 10 において、「網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供」の対象として、SIP サーバとイーサネットスイッチが追加されていますが、同条では、網機能情報提供対象装置の具体的な機能が開示対象とされていないため、接続事業者は開示されない機能に係る新規サービスの提供を十分に検討することができません。</p> <p>特に多機能であり、提供されるサービス内容に密接に関係する SIP サーバについては、今後接続事業者による当該設備を利用した新サービスの提供も見込まれるところであり、提供交換機等の機種、提供回線種別、接続箇所等が不明の状態では、接続事業者が新サービス等の提供を検討する上で支障があります。</p> <p>従って、SIP サーバ及びイーサネットスイッチについては、電気通信事業法施行規則第二十四条の五（届出を要しない機能）の対象外とすべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク)</p>	<p>○ 情報通信審議会答申(平成 20 年6月 24 日)の「審議会の考え方 17」に示されているとおり、イーサネットスイッチ及びSIPサーバについては、競争的に市場から供給を受けることが可能であり、また、その開発ペースが速く、機能更改も頻繁に行われること等を踏まえると、当該装置に係る機能は、網機能提供計画の届出対象にすべきでないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT東西)</p>	<p>○ NGNの接続ルール答申に示したとおり、イーサネットスイッチやSIPサーバについては、装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられること等を考慮すれば、これらを網機能提供計画の対象とすることまでは現時点では必要ないとする。</p>
<p>意見6 「他事業者が新たな網機能を利用するために接続を行うことができる通信用建物の名称及び所在地」に係る情報について、情報開示期日(90 日前)を過ぎた場合は、NTT 東西が自主的に情報開示することを確認したい。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>○第99条の11(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供) 第3項「第1項第2号に規定する新たな網機能の導入に係る情報の回答にあたっては、前条第3項の規定を準用します。ただし、情報開示期日以降に協定事業</p>	<p>○ 「他事業者様が新たな網機能を利用するために接続を行うことができる通信用建物の名称及び所在地」に係る情報については、他事業者様から開示請求があった場合に、当該他事業者様に対してのみ当社が回答することとなっています。</p>	<p>○ 接続事業者の意見については、NTT東西から、情報開示期日(新たな網機能の提供予定時期の90 日前)以降に接続事業者から情報開示請求があった場合は、速やかに回答する旨の意見が示されており、接続約款の変更案は、問題はないと考</p>

<p>者からの請求があった場合には、この限りではありません。」</p> <p>ただし書きは、「情報開示期日(90日)を過ぎた場合は、(90日前ではなくなるため)第99条の10第3項に基づいて開示するのではなく、NTT東・西が自主的に開示する」という趣旨であると理解しております。 (KDDI)</p>	<p>新たな網機能の提供予定時期の90日前より前に開示請求があった場合は、第99条の11第3項本則の規定に従い、提供予定時期の90日前には回答することになります。</p> <p>第99条の11第3項ただし書きの規定は、提供予定時期の90日前以降に他事業者様から情報開示請求があった場合、既に提供予定時期まで90日に満たない時期となっているため、提供予定時期の90日前に遡って回答することができない旨を規定しているものです。この場合、当社は当該他事業者様に対して速やかに回答させて頂く考えです。 (NTT東西)</p>	<p>える。</p>
<p>意見7 接続事業者の要望に応じてアンバンドル機能の追加が随時行われるよう、接続約款の改訂がなされるべき。</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 接続事業者による多様なサービス提供が可能となるよう、適時適切なアンバンドルは不可欠であり、競争セーフガード制度における定期的な検証のタイミングに限らず、随時接続事業者の要望に応じてアンバンドル機能の追加が行われるよう、接続約款の改訂がなされるべきと考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ 左記意見においても述べられておりますが、平成20年3月27日の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」に係る「答申(案)への意見及びその考え方」の「考え方58」のとおり、競争セーフガード制度における定期的な検証の機会にとらわれずに、適時適切にアンバンドルをすることが必要であると考えます。</p> <p>引用:「考え方58」(下線は当社) 答申(案)に示したとおり、接続事業者においてアンバンドルすべき機能を検討するに際しては、NTT東西による事前の情報提供が重要であることから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示の改正をすることが適当である。</p> <p>これらにより提供される情報等に基づきアンバンドルすべき機能があれば、競争セーフガード制度における定期的な検証の機会にとらわれずに、</p>	<p>○ アンバンドルは、他事業者による多様な接続形態を実現するものであるため、NGNの接続ルール答申に示したとおり、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、NTT東西に過度の経済的負担が生じない限り、アンバンドルして提供することが必要である。</p>

	<p><u>適時適切にアンバンドルをすることが必要であることは当然である。</u></p> <p>なお、現時点において、アンバンドル機能の追加の際に必要な手続をルール化することまでは必要ないと考えられるが、総務省においては、今後のアンバンドル機能が追加・廃止されるプロセスが積み重ねられる中で、ルール化が必要と考えられる手続等が生じれば、適宜対応していくことが適当である。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ NGN 接続ルールに係る情報通信審議会答申(平成 20 年 3 月 27 日)に示されているとおり、他事業者様から具体的な接続要望を頂いた場合には、技術的に可能か、当社の過度な経済的負担とならないかといった観点から、要望された機能に係るアンバンドル可否について検討させて頂く考えです。</p> <p>(NTT東西)</p>	
--	---	--